

第2期

根室市子ども・子育て支援事業計画
(案)

令和2年 月 日策定
根 室 市

目 次

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	2

第2章 根室市の現状

1 地域の現状	3
(1) 人口・少子化の現状	3
2 子育て家庭の現状	5
(1) 保護者の就労状況	5
(2) 家庭での子育て	6
(3) 子育て支援事業の利用	7
(4) 放課後教室や留守家庭児童会などの利用	9
3 子どもの現状	10
(1) 保育所（園）などの現状	10
(2) 留守家庭児童会などの登録状況	11
4 母子保健の現状	12
(1) 低出生体重児の状況	12
(2) 妊婦の喫煙・飲酒の状況	13
(3) 乳幼児健診の受診率の状況	13
(4) 幼児の虫歯、肥満、食習慣の状況	14

第3章 根室市におけるこれまでの取り組み

1 子育て支援策の現状	15
(1) 教育・保育・地域子育て支援	15
(2) 母子保健事業の状況	17
2 根室市子ども・子育て支援事業計画の取り組みと評価	18

第4章 計画の基本理念と基本的な視点

1 基本理念	20
2 基本的な視点	20
(1) 子どもへの支援の視点	20
(2) 家庭への支援の視点	20
(3) 地域からの支援の視点	20
3 計画の体系図	21

第5章 施策の目標

施策の目標1 地域における子育て支援	22
【実施施策】	
(1) 子育て支援サービスの充実	22
(2) 保育サービスの充実	23
(3) 子育て支援ネットワークの充実	24
(4) 放課後教室等の児童の健全育成	24
(5) 少子化の動向に伴う保育所の適正配置	24
(6) 安心して子育てができる環境の整備	24
施策の目標2 母親と子どもの健康の確保・推進	25
【実施施策】	
(1) 妊娠・出産・育児期における母子保健対策の充実	25
(2) 次世代の健康づくりに向けた支援の推進	26
施策の目標3 職業生活と家庭生活との両立の推進	27
【実施施策】	
(1) 男女共同参画での取り組み	27
(2) 仕事と子育ての両立の推進	27
施策の目標4 支援を必要とする児童への取り組みの推進	28
【実施施策】	
(1) 児童虐待防止対策の充実	28
(2) 母子家庭等の自立支援の推進	28
(3) 障がい児施策の充実	28

第6章 子ども・子育て支援法の規定による記載事項

1 教育・保育提供区域の設定	30
2 量の見込みと確保方策	30
(1) 特定教育・保育、特定地域型保育事業	30
(2) 地域子ども・子育て支援事業	32

第7章 計画の推進体制

1 関係機関等との連携	36
2 計画の達成状況の点検・評価	36

<資料編>

根室市子ども・子育て会議条例	37
根室市子ども・子育て会議委員名簿	38
第2期根室市子ども・子育て支援事業計画策定の経過	39

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

全国では、少子化・核家族化の進行や地域社会における繋がり希薄化が進み、家庭や地域における子育て機能が低下しており、さらには子育てに不安や孤立感を抱いている親の増加など、子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。

また、人口減少社会が本格化するなか、大都市での保育における待機児童の問題や、増加する児童虐待の問題など、子どもを生み育てるためのサポートが強く求められており、国と地域を挙げて子育てを支援する、新しい支え合いの仕組みを構築し、総合的に推進することが必要となっています。

こうしたなか、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が公布され、平成27年度から5年を一期とする、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の供給体制の確保など、国の基本指針に基づき地域に即した「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務化されました。

根室市では「豊かな自然とあたたかい地域に見守られ、親と子が健やかで心豊かに育つまち」を基本理念とした「根室市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもたちが健やかに成長することができる環境確保のため、子ども及びその保護者に必要な支援と質の高い幼児期の教育・保育の提供など、子ども・子育て支援を推進してまいりました。

今後においても、継続的かつ計画的に施策を推進するため「第2期根室市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、社会状況の変化に対応しつつ、各計画との連携を図りながら、妊娠・出産から切れ目のない子ども子育て支援施策を推進してまいります。

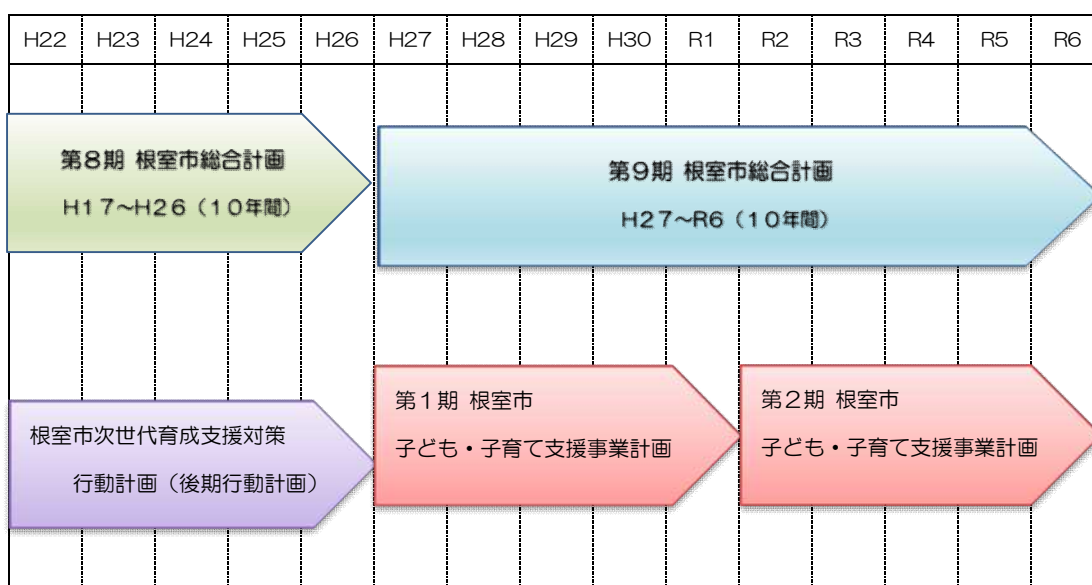
2 計画の位置付け

「根室市子ども・子育て支援事業計画」は、「根室市次世代育成支援対策行動計画」での関連・共通する施策の目標等について継続して取り組み、また母子保健分野も踏襲し、地域環境や多様化するニーズに即した地域子育て支援事業等を総合的かつ計画的に進めるため、子ども・子育て支援法第61条に定める市町村計画として位置付けます。

3 計画の期間

この計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

令和6年度には、5年間の取り組みについて総合的な点検・評価を実施し、計画の見直しを行います。



第2章 根室市の現状

1 地域の現状

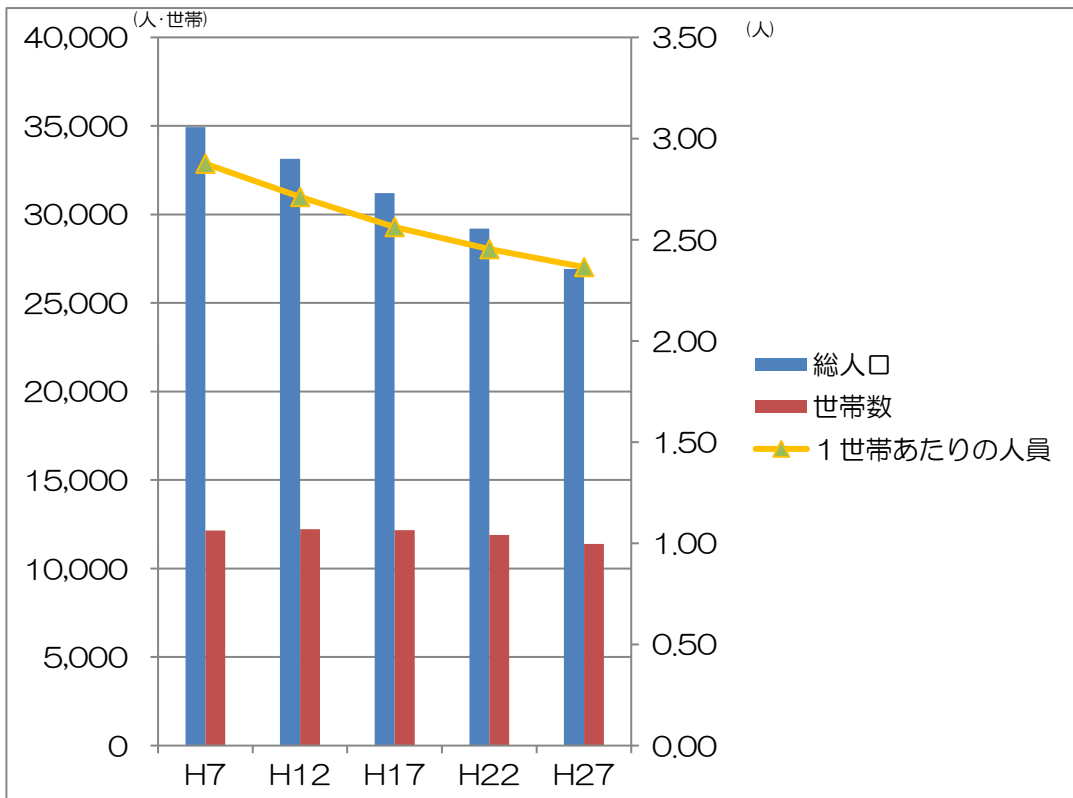
(1) 人口・少子化の現状

平成7年の根室市の人口は34,934人(12,148世帯)でありましたが年々減少し、20年後の平成27年の調査では26,917人(11,383世帯)となっています。人口全体の減少率は22.9%となり、世帯数についても、1世帯あたりの人数が2.88人から2.36人と減少しており、過疎化とともに一人暮らしの高齢者が増えるなど核家族化が進んでいます。

■ 世帯数及び1世帯あたり人員の推移

(単位：人・世帯)

区分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口	34,934	33,150	31,202	29,201	26,917
世帯数	12,148	12,222	12,173	11,897	11,383
1世帯あたり的人员	2.88	2.71	2.56	2.45	2.36



※国勢調査資料

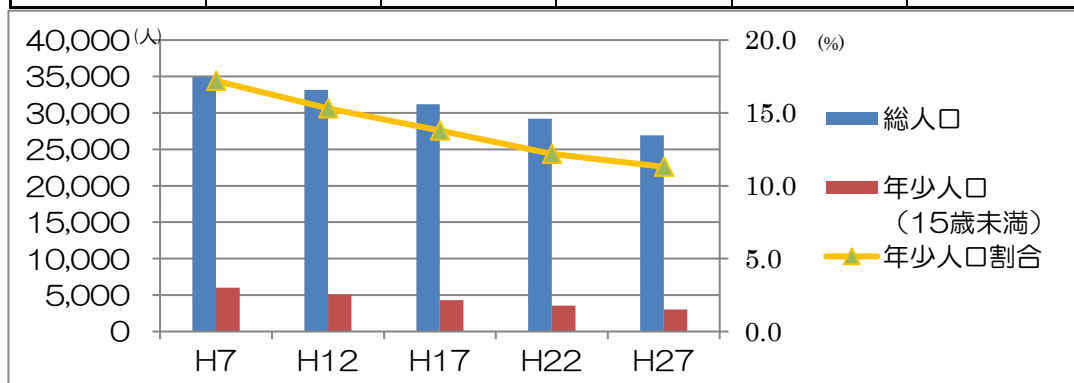
一方、年少人口（0～14歳）においても6,023人から3,033人となり減少率は49.6%と急激に少子化が進んでいます。この要因としては人口の減少とともに、出生数も減少し平成7年では354人でしたが、徐々に減少し、平成27年では187人となり、死亡数を下回る状況となっています。

このような子どもの減少は、地域活力の低下や労働力の低下、また、核家族化や地域のつながりの希薄化など、子育て家庭の環境が変化することにより、出産や子育てに関する親の身体的・肉体的負担の増加が懸念されます。

■ 総人口と年少人口の推移

(単位：人・%)

区 分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口	34,934	33,150	31,202	29,198	26,917
年少人口 (15歳未満)	6,023	5,080	4,310	3,565	3,033
年少人口割合	17.2	15.3	13.8	12.2	11.3

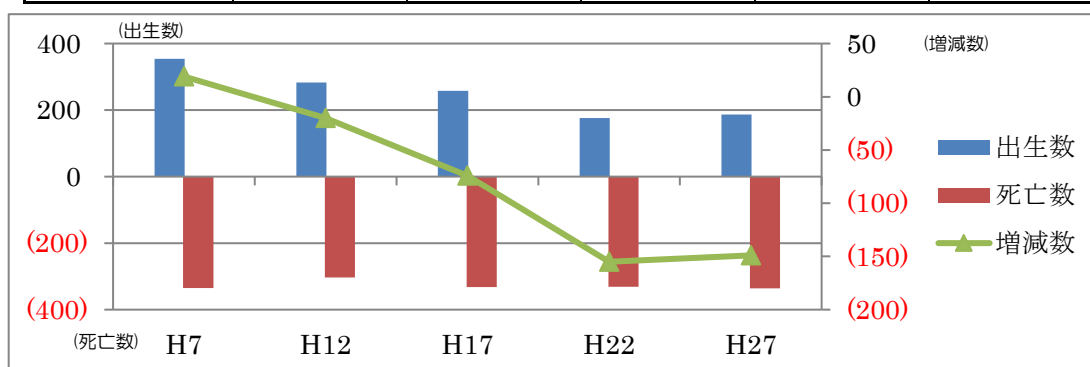


国勢調査資料

■ 出生数・死亡数等の推移

(単位：人)

区 分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
出生数	354	283	258	176	187
死亡数	335	303	332	331	336
増減数	19	-20	-74	-155	-149



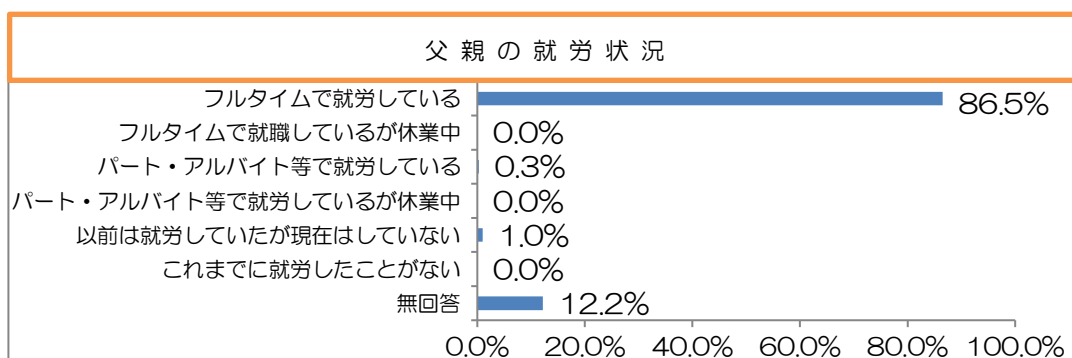
※市民環境課資料

2 子育て家庭の現状

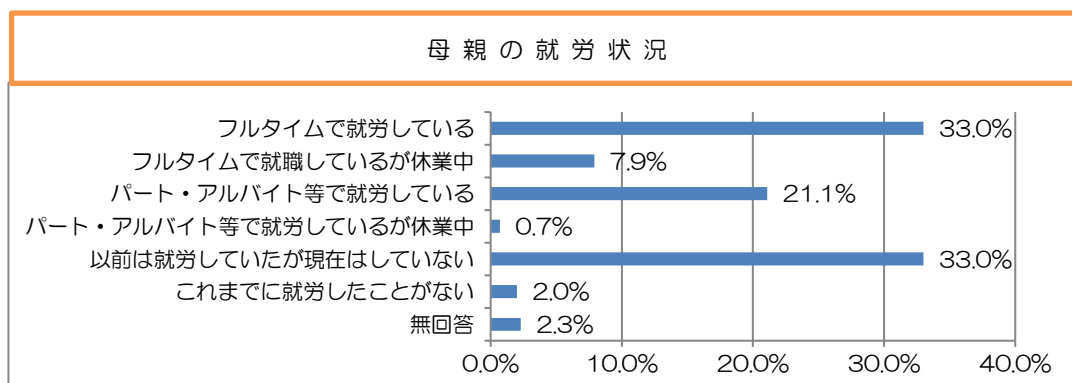
(1) 保護者の就労状況

平成27年の国勢調査によると、根室市の生産年齢人口は15,533人、そのうち就業者数は11,695人(75.3%)で、このうち女性の生産年齢人口は7,704人であり、就業者数は5,154人(66.9%)と女性の就業割合についても高いものとなっています。

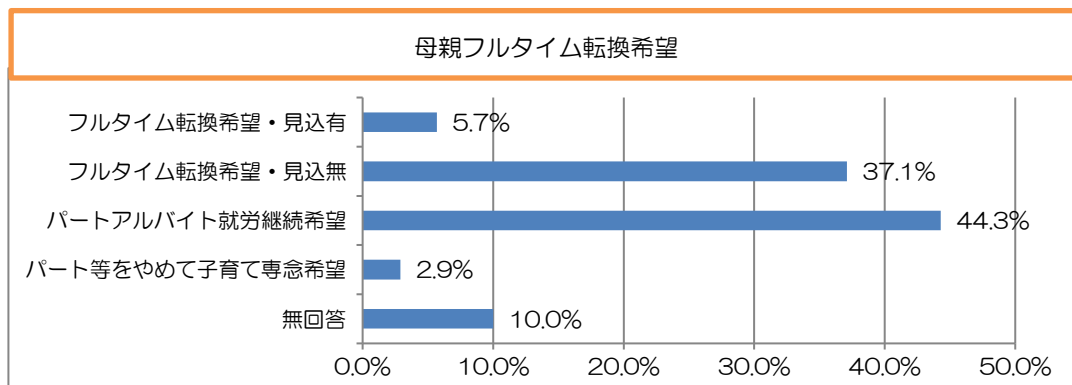
根室市子ども・子育て支援アンケート調査の回答においても、父親の86.5%が「フルタイム」で就労しており、母親は33.0%が「フルタイム」、21.1%が「パート・アルバイト等」の合計54.1%が就労しています。また、「パート・アルバイト等」と回答した母親のうち、就労継続希望が44.3%、「フルタイム」への転換希望が42.8%となっており、母親の就労志向が高いことがうかがえます。



※根室市子ども・子育て支援アンケート資料



※根室市子ども・子育て支援アンケート資料



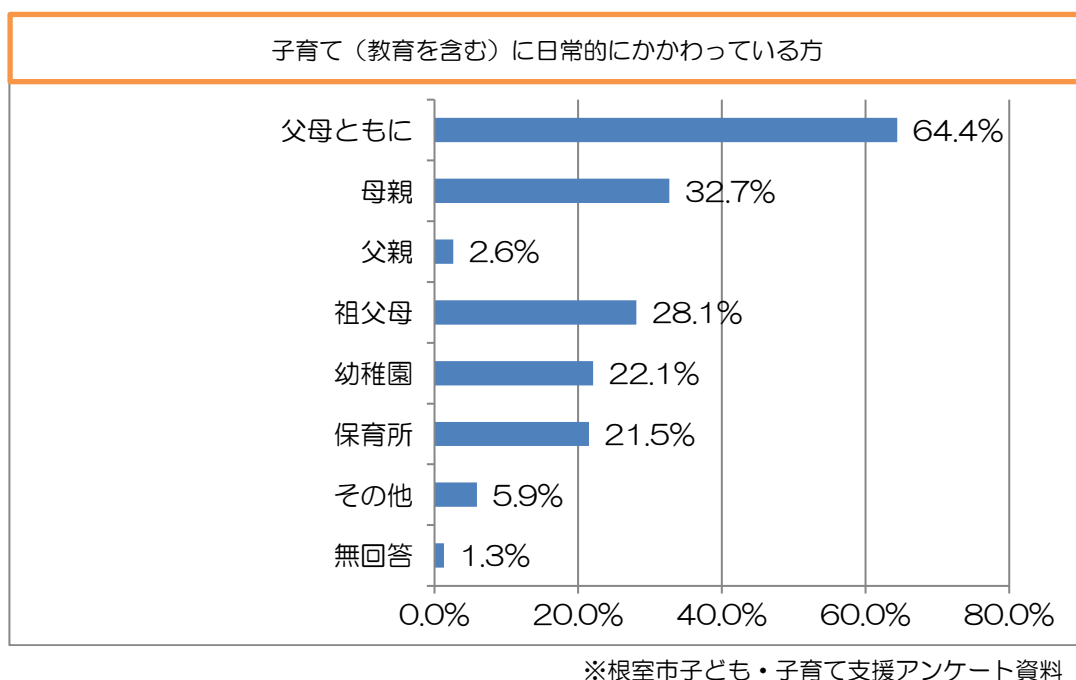
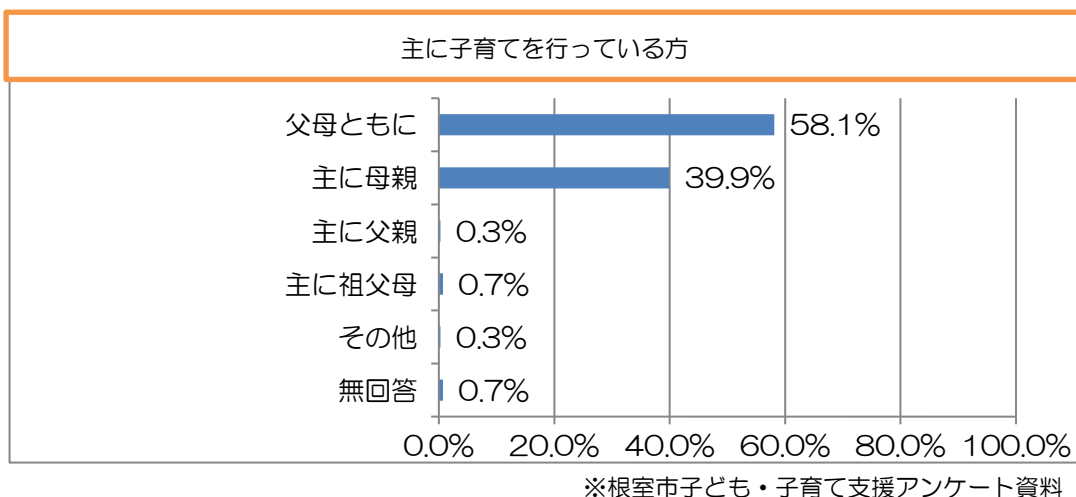
※根室市子ども・子育て支援アンケート資料

(2) 家庭での子育て

アンケート調査の回答では、「子育てを主に行っているのはどなたですか」との設問に対し、「父母ともに」が58.1%、「主に母親」が39.9%となっており、また、「お子さんの子育て（教育を含む）に日常にかかわっている方はどなたですか」との設問に対し「父母ともに」が64.4%、「母親」が32.7%となっています。

この回答結果から、母親のほか、父親の子育てへの関わりも高くあらわれています。

また、「祖父母」の関わりも28.1%となっており、祖父母が同居または、市内に住んでいるなどの傾向がうかがえます。

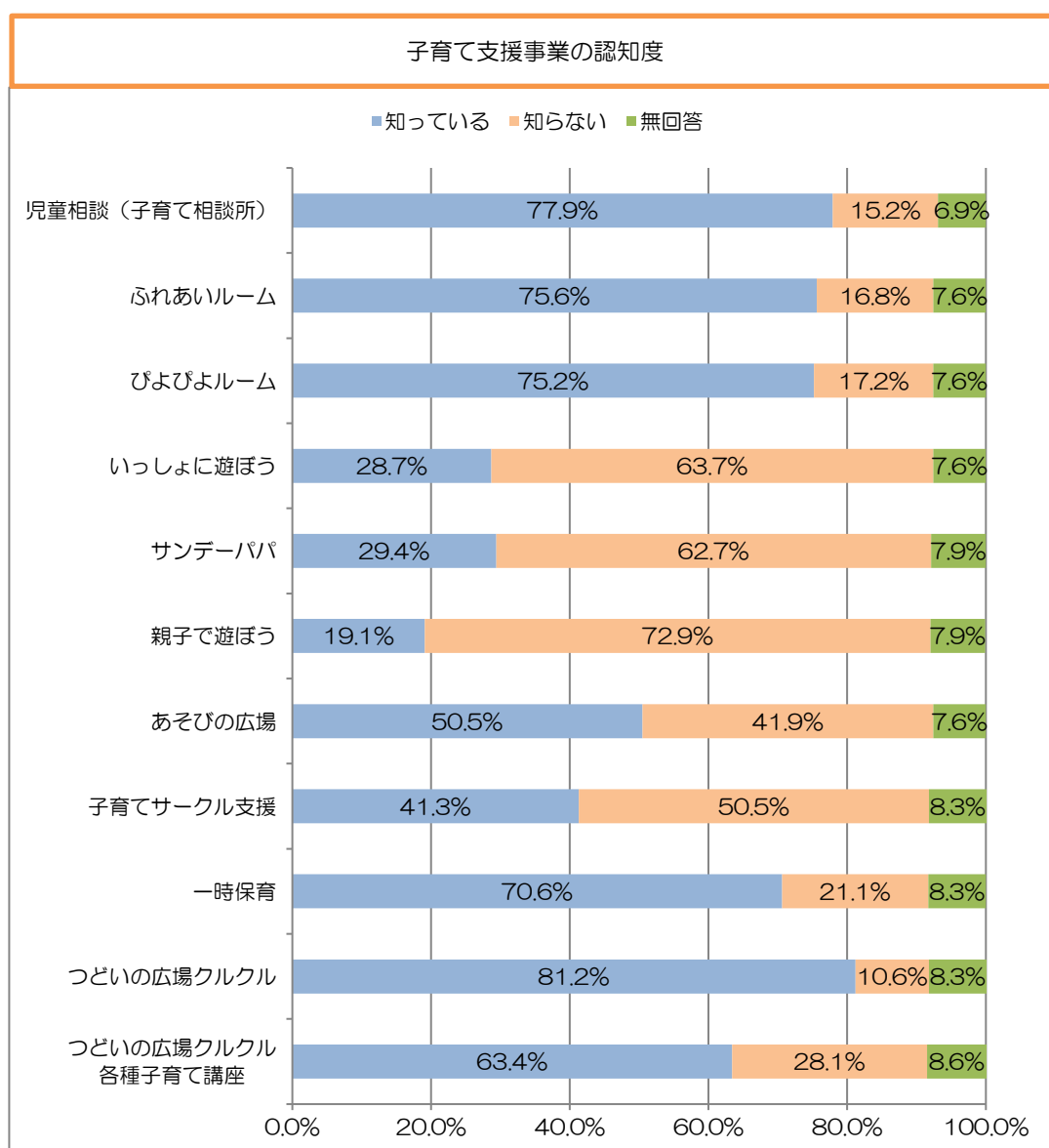


(3) 子育て支援事業の利用

「子育て相談所ぶらんこ」や「つどいの広場クルクル」についてのアンケート調査の回答では、その認知度は、「子育て相談所」で77.9%、「つどいの広場クルクル」で81.2%と高い傾向ではあるものの、利用していると回答したのは14.2%、利用していないが今後利用したいとの回答は14.9%と低く、事業の周知方法の工夫や魅力ある取り組みが必要と考えられます。

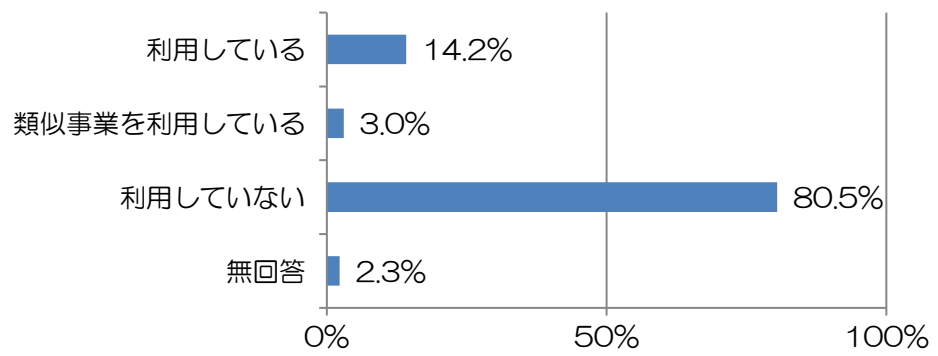
近年、子育て相談所では、障がいをもつお子さんの相談や、支援が必要な家庭の対応も増えてきており、関係機関とも連携した、適切なコーディネート機能の向上が必要となっています。

また、子育て支援の一つとして、市立まつもと保育所で実施している一時保育については、平成26年度より給食の提供を開始するなど、内容の充実を図っていますが、今後の利用数の動向やニーズへの対応など、利便性の向上について検討が必要です。



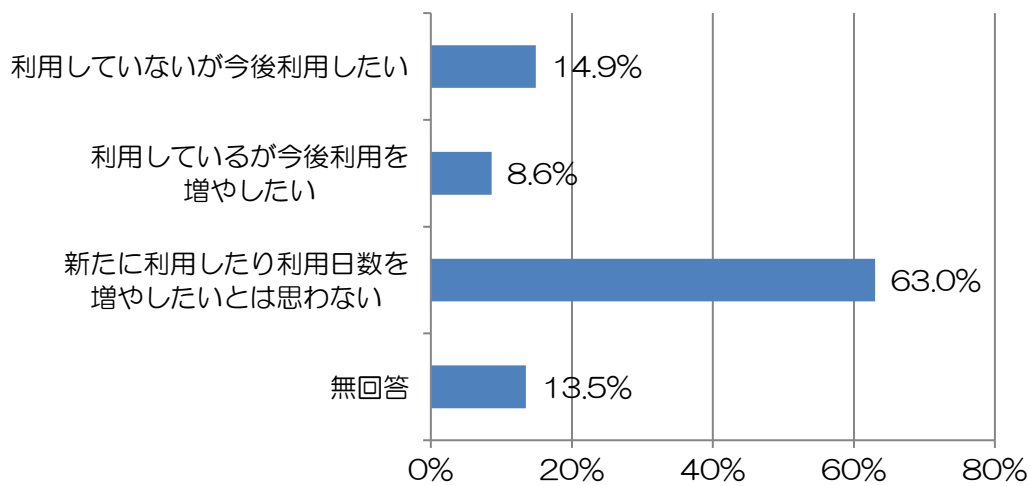
※根室市子ども・子育て支援アンケート資料

「子育て相談所」や「つどいの広場クルクル」の利用について



※根室市子ども・子育て支援アンケート資料

今後の利用について

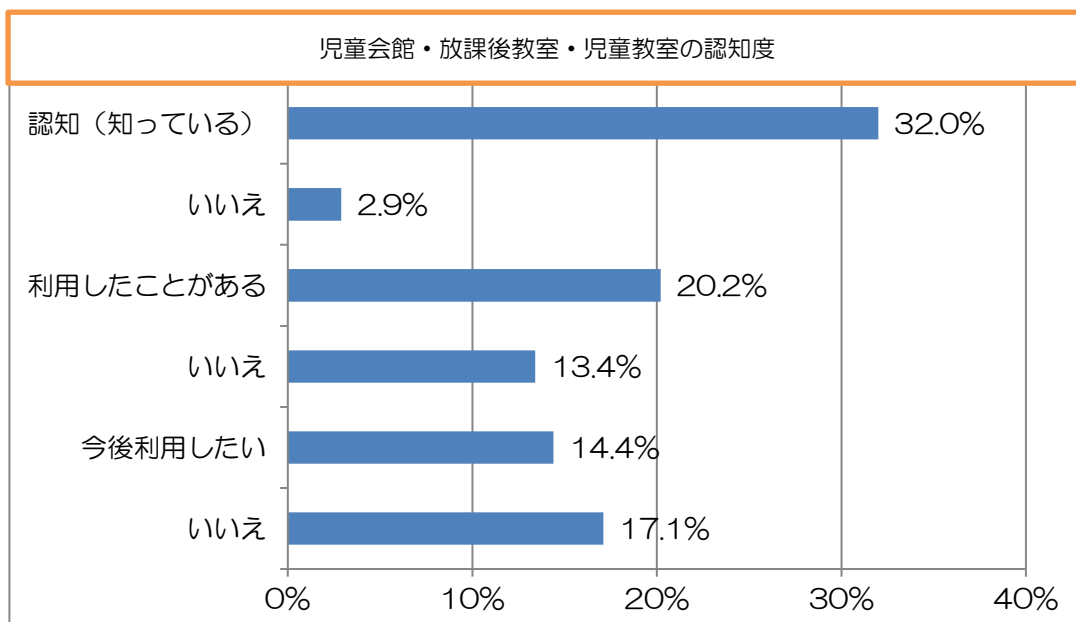


※根室市子ども・子育て支援アンケート資料

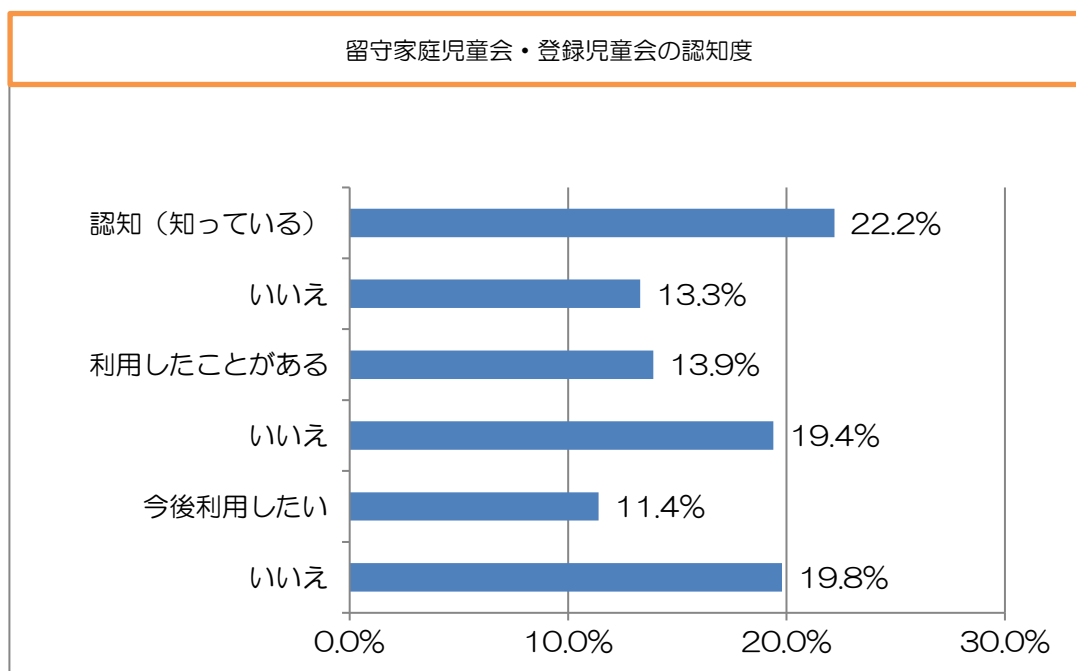
(4) 放課後教室や留守家庭児童会などの利用

アンケート調査の回答では、「放課後教室等」の認知度は32.0%、「留守家庭児童会や登録児童会」の認知度は22.2%と低く、「放課後教室等」を利用したことがあると回答したのは20.2%、「留守家庭児童会や登録児童会」を利用したことがあると回答したのは13.9%となっています。

今後、利用したいと回答したのは、「放課後教室等」では14.4%、「留守家庭児童会や登録児童会」では11.4%となっており、今後も継続的に周知方法や様々な体験学習などへの取り組みに努める必要があります。



※根室市子ども・子育て支援アンケート資料



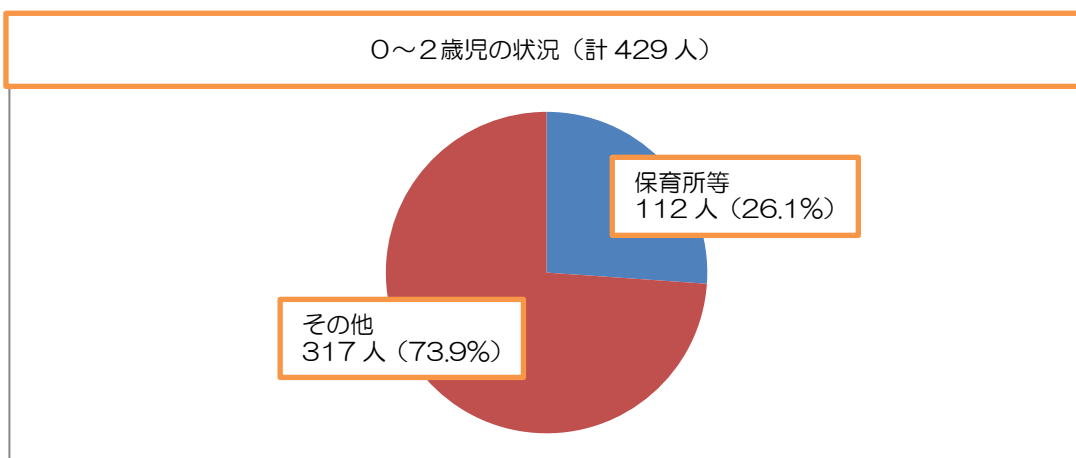
※根室市子ども・子育て支援アンケート資料

3 子どもの現状

(1) 保育所（園）などの現状

当市においては、未就学の乳児や幼児が利用する施設として、市立常設保育所3カ所、市立へき地保育所2カ所、民間常設保育園1カ所、合計6カ所の保育施設があり、民間の認定こども園、幼稚園については3園が運営されています。

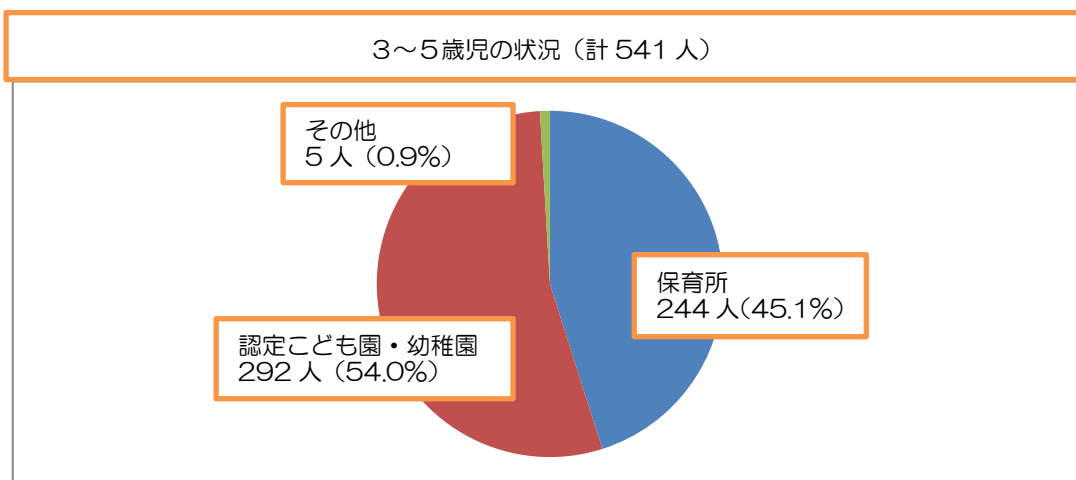
認定こども園、幼稚園、保育所（園）の利用状況は、少子化の影響により年々減少傾向であったが、多子世帯・幼児教育の無償化等の施策により、利用率が増加しており、令和元年5月現在、0～2歳児の人口429人のうち保育所（園）を利用している子どもは112人（26.1%）となっており、その他の子どもは317人（73.9%）となっています。



※根室市子ども・子育て支援アンケート資料

また、3～5歳児の人口は541人で、このうち保育所（園）利用が244人（45.1%）、認定こども園・幼稚園利用が292人（54.0%）、その他は5人（0.9%）となっており、認定こども園・幼稚園に通う子どもが多い傾向にあります。

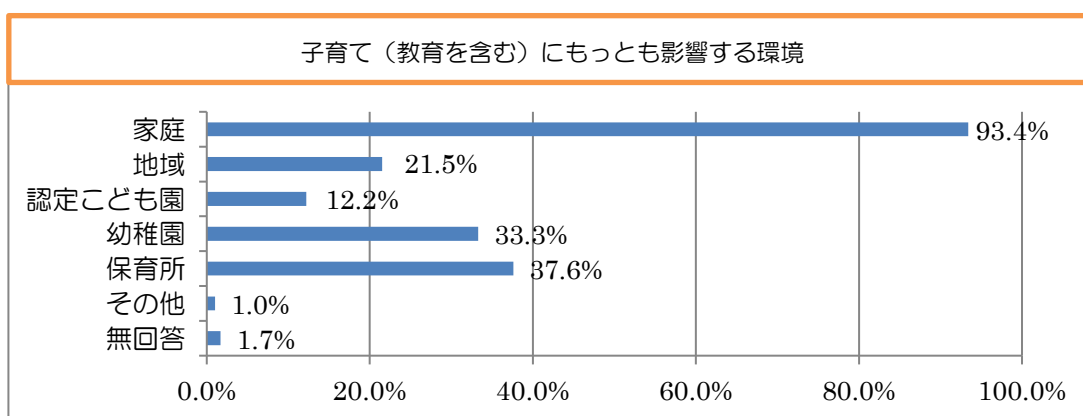
このような数値から、子どもが0～2歳の頃は自宅での子育てが多くを占め、3歳になる頃から、認定こども園、幼稚園、保育所（園）へ通う傾向が高くなっています。



※根室市子ども・子育て支援アンケート資料

保育所（園）・認定こども園に通う児童の対応としては、アレルギーや障がいのある児童、支援が必要な家庭などが増えてきており、多様化するニーズへの適切な対応が必要となっています。

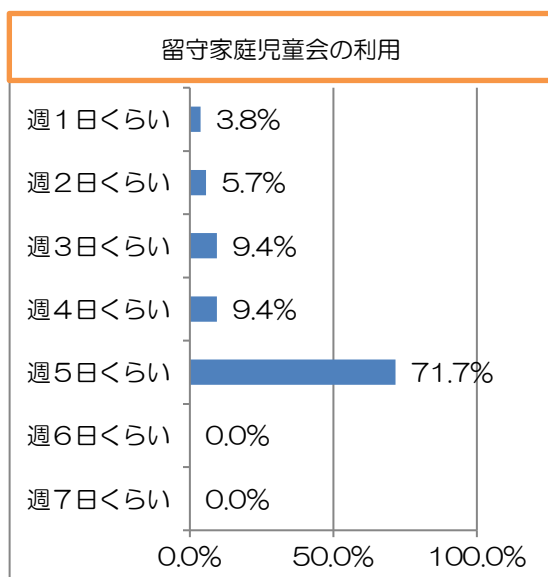
保育所（園）や認定こども園、幼稚園を利用する保護者の視点として、アンケート調査の回答から解ることは、「お子さんの子育て（教育含む）に、もっとも影響すると思われる環境全てに○をつけてください（複数回答）」との設問に対し、家庭が93.4%、保育所が37.6%、幼稚園が33.3%、認定こども園が12.2%となっていることから保護者は、家庭はもちろんのこと、保育所や幼稚園、認定こども園などの幼児教育・保育施設の環境を重視していることがわかります。



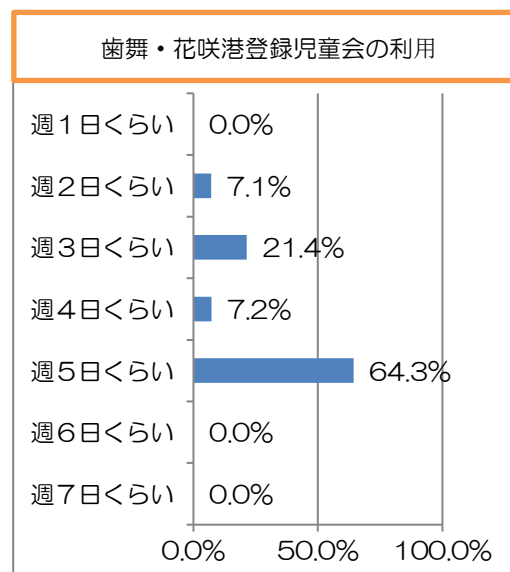
※根室市子ども・子育て支援アンケート資料

(2) 留守家庭児童会などの登録状況

4つの留守家庭児童会（1年生から6年生）に登録し利用している児童は、令和元年5月現在233人、登録児童会に登録し利用している児童は51人となっており、アンケート調査の回答では、留守家庭児童会の利用日数は、週5日が最も多く71.7%、登録児童会の利用日数も週5日が最も多く64.3%となっており、登録している児童の多くは、毎日のように留守家庭児童会や登録児童会を利用していることがうかがえます。



※根室市子ども・子育て支援アンケート資料



※根室市子ども・子育て支援アンケート資料

4 母子保健の現状

(1) 低出生体重児の状況

出生数中の低出生体重児の割合は減少傾向にありますが、全道・全国と比べて高い状況にあります。低体重の出生は、健康や心身の発達に影響が及び事があり、親にとってもさまざまな不安や心配につながります。

妊娠・出産・育児期を通した、母子保健の知識の普及や関係機関との連携を通じた支援により、低出生体重での出生予防や出生後の支援の継続が必要です。

■ 低出生体重児の割合

(単位：出生千対)

区 分	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
根 室 市	124.4	134.0	101.0	105.8	84.2
北 海 道	96.8	97.5	97.1	97.1	93.3
全 国	95.5	95.7	95.4	95.4	94.7

(注) 出生千対＝出生児 1,000 人に対する低出生体重児の割合。

(年間低出生体重児数÷年間の出生数)×1,000

※釧路根室地域保健情報年報

■ 根室市出生数

(単位：人)

区 分	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
出 生 数	201	194	208	189	190

※釧路根室地域保健情報年報

■ 根室市の低出生体重児内訳

(単位：人)

区 分	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
1000g 未満	2	0	4	0	0
1000～ 1500g 未満	1	1	1	1	1
1500～ 2000g 未満	2	3	3	4	2
2000～ 2500g 未満	20	13	13	15	13
合 計	25	21	21	20	16

※釧路根室地域保健情報年報

(2) 妊婦の喫煙・飲酒の状況

根室市の妊婦の喫煙率は年々減少し、全道・全国とほぼ同じ割合になっています。産婦の喫煙率は大きな変化はなく、1割程度が喫煙している状況です。

また、妊婦の飲酒率は0～1%で推移しており、平成30年度では0%となっています。

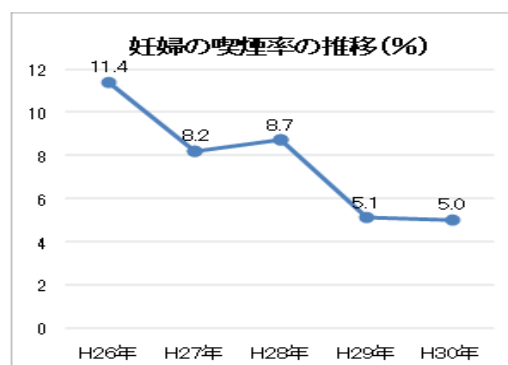
今後も、次世代の健康づくりと健全な育成のため、妊産婦や未成年者の喫煙・飲酒の害について、知識の普及・啓発に努める必要があります。

妊婦の喫煙率（全道・全国）

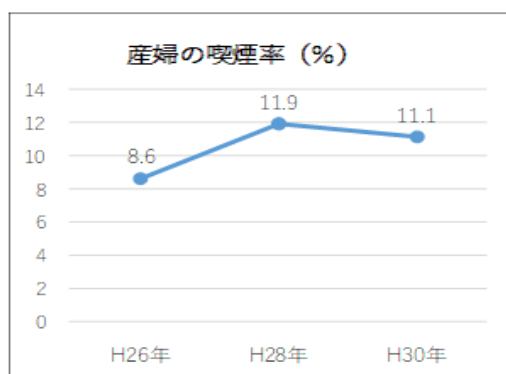
区 分	全 道	全 国
平成 12 年度	—	10.0 %
平成 22 年度	10.1 %	5.0 %
平成 28 年度	6.3 %	—

※全国：乳幼児身体発育調査報告

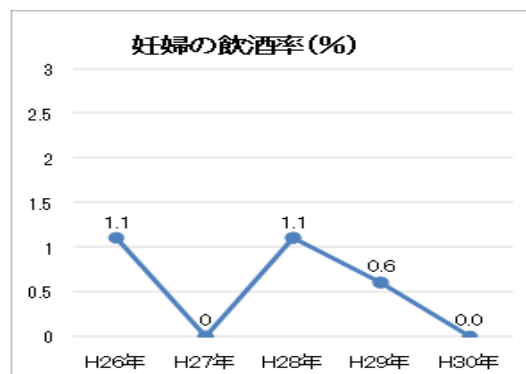
※全道：北海道母子保健報告システム



※根室市保健課統計資料



※根室市保健課統計資料（根室市4ヵ月健診）



※根室市保健課統計資料

(3) 乳幼児健診の受診率の状況

4ヵ月児健康診査、1歳6ヵ月児健康診査、3歳児健康診査の受診率は96%前後で推移しており、未受診者については、家庭訪問や関係機関と連携した取り組みにより全ての乳幼児の状況を把握しています。他に、7ヵ月児健康相談、1歳児健康相談を、子育て相談所や図書館と連携して事業を展開しています。

今後も、乳幼児健診を充実し、各年齢における子どもの成長・発達の確認、注意すべき病気や障がいの早期発見に努めるとともに、事故防止対策や保護者への育児支援の推進が必要です。

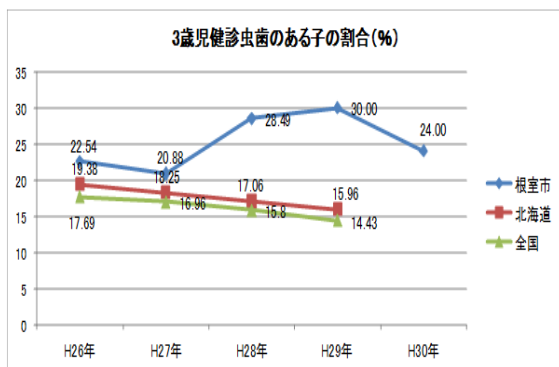
(4) 幼児の虫歯、肥満、食習慣の状況

3歳児健診では、虫歯のある子の割合は全道・全国よりかなり高い状態で推移しています。また、肥満の子の割合については、増加傾向にあります。

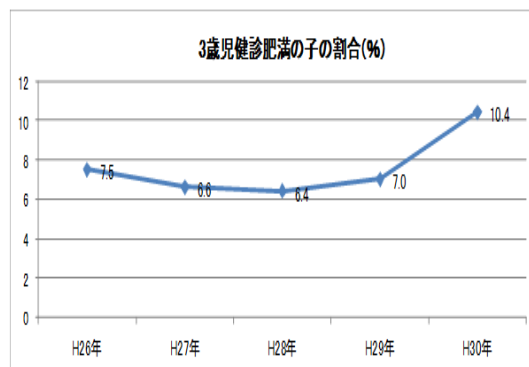
幼児の食事では、朝食の欠食率は3%前後で推移していましたが、ここ数年増加がみられます。3食摂取することは、幼児の成長発達や生活リズムを形成するうえで大切な事であり、欠食率減少への取り組みが必要です。また、間食については、おやつ時間を決めていない家庭やお風呂上り（夜）に甘いものを摂取している家庭が半数程度となっており、このような習慣は、虫歯や肥満につながります。

根室市では、成人の肥満や高血圧・高血糖の有所見者が多くみられ、次世代の健全な食習慣等の生活習慣の形成が、地域の健康課題の解決にもつながります。

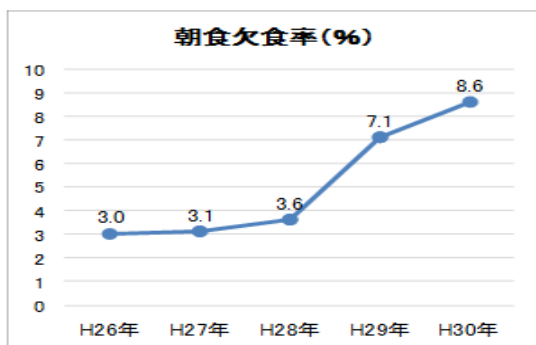
今後も、生活習慣の基礎づくりの推進に努めることが必要です。



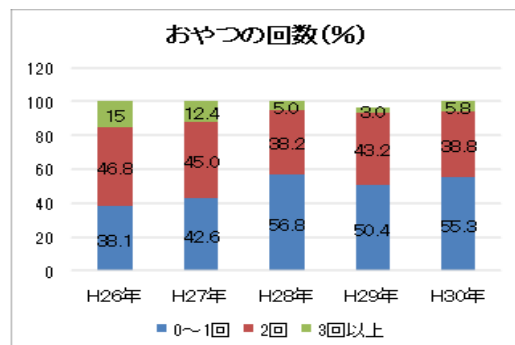
※根室市の数値：根室市3歳児健診統計
 ※全道・全国の数値：釧路根室地域年報
 (H24年度は3歳児歯科健康診査実施状況/厚生労働省)



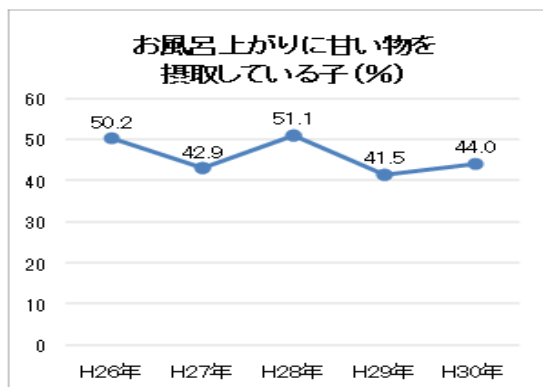
※根室市3歳児健診統計



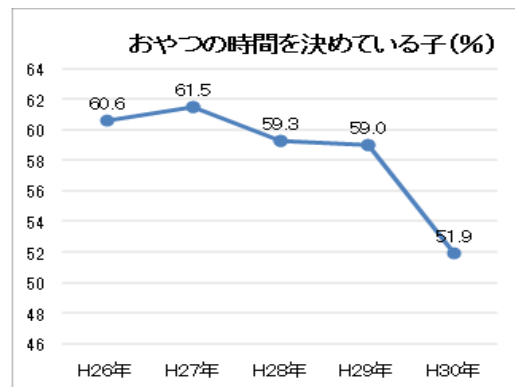
※根室市食育健康教育(保育所・幼稚園)アンケート



※根室市食育健康教育(保育所・幼稚園)アンケート



※根室市食育健康教育(保育所・幼稚園)アンケート



※根室市食育健康教育(保育所・幼稚園)アンケート

第3章 根室市におけるこれまでの取り組み

1 子育て支援策の現状

平成31年4月1日現在では常設保育所が4カ所で332人、へき地保育所2カ所で20人、私立認定こども園1カ所で104人、私立幼稚園2カ所で180人がそれぞれ在籍しており、対象児童数も減少していることから市内において待機児童はありません。なお、幼児期は人格形成の基礎を培う大切な時期であることから、保育と質の高い教育の提供や幼・保・小の連携が必要です。

また、子育て相談所とつどいの広場「クルクル」を開設し、子育て親子の交流と育児に関する相談・情報提供や各種講座などを行っているほか、放課後教室や留守家庭児童会、登録児童会を開設しています。

母子保健については、妊婦健康診査や乳幼児健診、各種予防接種などを行い、出産期から切れ目のない支援体制をつくっています。

(1) 教育・保育・地域子育て支援

① 教育・保育施設等の利用状況

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
通常保育（常設）	5カ所 299人	5カ所 321人	5カ所 325人	5カ所 323人
へき地保育	2カ所 25人	2カ所 29人	2カ所 22人	2カ所 21人
延長保育	1カ所 894人	1カ所 817人	1カ所 644人	1カ所 580人
一時保育	1カ所 219人	1カ所 69人	1カ所 111人	1カ所 96人
子育て相談所	1カ所 1,710組 4,250人	1カ所 1,710組 4,203人	1カ所 1,234組 2,953人	1カ所 1,102組 2,709人
つどいの広場「クルクル」	1カ所 3,515組 7,453人	1カ所 2,880組 6,361人	1カ所 2,317組 5,301人	1カ所 3,013組 6,792人
児童デイサービスセンター ひだまり	1カ所 986人	1カ所 911人	1カ所 732人	1カ所 755人
放課後児童デイサービス くれよん(NPO法人運営)	1カ所 2,542人	1カ所 2,679人	1カ所 2,859人	1カ所 2,826人
私立幼稚園	3カ所 298人	3カ所 286人	3カ所 296人	3カ所 291人
留守家庭児童会	4カ所 42,251人	4カ所 42,794人	3カ所 38,074人	3カ所 39,146人
登録児童会	2カ所 6,954人	2カ所 8,784人	2カ所 11,212人	2カ所 10,962人

※ その他については、年間の利用者（組）数または実施回数としています。

<参考>

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
公立小学校	8カ所 1,305人	8カ所 1,252人	8カ所 1,163人	8カ所 1,110人
公立中学校	7カ所 724人	7カ所 667人	7カ所 620人	7カ所 619人

※ 公立小中学校の人数については、5月1日現在

② 支援事業等の状況

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
こども医療費の助成	25,028 件 57,649 千円	25,866 件 54,375 千円	22,794 件 51,201 千円	19,223 件 40,169 千円
ブックスタート事業	11 回 181 組	12 回 173 組	12 回 173 組	12 回 129 組
セカンドブック事業	201 人	179 人	159 人	171 人
乳児家庭全戸訪問事業	190 件	167 件	147 件	136 件
親子で遊ぶ「ふれあいルーム」	897 組 1,963 人	932 組 2,057 人	617 組 1,356 人	571 組 1,266 人
育児相談 (子育て相談所)	106 件	106 件	74 件	69 件
育児相談 (クルクル)	349 件	347 件	266 件	371 件
育児相談 (7か月児健康相談)	187 組 383 人	164 組 373 人	172 組 396 人	138 組 325 人
あそびの広場	188 組 434 人	194 組 559 人	196 組 434 人	188 組 437 人
子育てサークル支援 (運動会・交流会)	24 組 63 人	0 組 0 人	5 組 14 人	0 組 0 人
子育てサークル支援 (活動活性化)	258 組 642 人	110 組 264 人	41 組 92 人	8 組 20 人
親子支援 (いっしょに遊ぼう)	125 組 295 人	113 組 268 人	55 組 128 人	47 組 115 人
親子支援 (お父さんとあそぼう)	5 組 14 人	9 組 22 人	9 組 20 人	10 組 23 人
親子支援 (親子であそぼう ／落石・厚床)	3 組 5 人	6 組 17 人	0 組 0 人	0 組 0 人
保育所開放事業	23 組 61 人	10 組 25 人	4 組 15 人	7 組 18 人
子育て講座(クルクル)	15 回 242 組 504 人	13 回 164 組 346 人	15 回 155 組 327 人	14 回 145 組 316 人

<子育てガイドブック>



～楽しい子育てを応援します～

子育てに関する色々な情報を掲載しています。

- * 子育てカレンダー
- * 妊婦さん、赤ちゃんの手続きや検診、相談窓口
- * 子育て支援施設・各種事業
- * 放課後教室、児童教室、児童会館
- * 子育てマップ(保育所・幼稚園、公園)など

◎ 希望の方は、子育て相談所(24-3482)まで問い合わせください。

(2) 母子保健事業の状況

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	
妊娠届出状況 (件)		196	177	129	154	
出産支援事業 (件)		182	159	120	103	
妊婦健康診査 (14 枚) 超音波検査 (6 枚)	受診延数	2,066	2,010	1,644	1,562	
		1,007	1,017	795	755	
パパママ学級	対象数	90	87	62	64	
	受講数	36	30	25	36	
	父親延参加数	37	35	26	49	
新ママ交流会	対象数	25	28	20	28	
	参加数	11	14	7	12	
4ヵ月児健康診査	対象数	181	177	177	122	
	受診数	173	176	174	117	
	受診率	95.6	99.4	98.3	96.9	
7ヵ月児健康相談	対象数	192	174	179	136	
	受相数	181	169	174	128	
	受相率	94.3	97.1	97.2	94.1	
1歳児健康相談	対象数	—	195	163	146	
	受相数	—	160	136	131	
	受相率	—	82.1	83.4	89.7	
1歳6ヵ月児健康診査	対象数	193	194	163	172	
	受診数	184	190	158	164	
	受診率	95.8	97.9	96.9	95.3	
3歳児健康診査	対象数	191	180	177	186	
	受診数	182	172	171	182	
	受診率	95.3	95.6	96.6	97.8	
乳幼児発達健診	実受診数	18	13	12	18	
	延受診数	24	19	19	24	
離乳食教室	対象数	90	76	87	46	
	参加数	59	46	64	37	
幼児フッ素塗布 (1歳6ヵ月児)	施設数	10	10	10	10	
	塗布者数	76	76	64	65	
幼児フッ素塗布 (2歳児)	施設数	10	10	10	10	
	塗布者数	49	47	45	49	
食育健康教育	保育所・幼稚園等での食育劇	実施回数	10	10	10	10
		実施回数	—	—	1	—
		実施回数	2	3	—	1
庁舎内相談・電話相談		庁舎内相談数	401	412	366	422
		電話相談数	30	76	77	75
訪問指導	妊婦	延人数	5	10	7	2
	産婦	延人数	314	290	307	258
	新生児及び乳児	延人数	323	279	289	236
	幼児	延人数	141	126	135	153

2 根室市子ども・子育て支援事業計画の取り組みと評価

根室市子ども・子育て支援事業計画は、基本理念に基づく「子どもへの支援の視点」など3点の基本的な視点及び「地域における子育て支援」など4項目の施策の目標を定め、次にその実施に向けて13項目の実施策、さらには、具体的な75項目の個別事業を設け、平成27年度より取り組みを推進してきました。

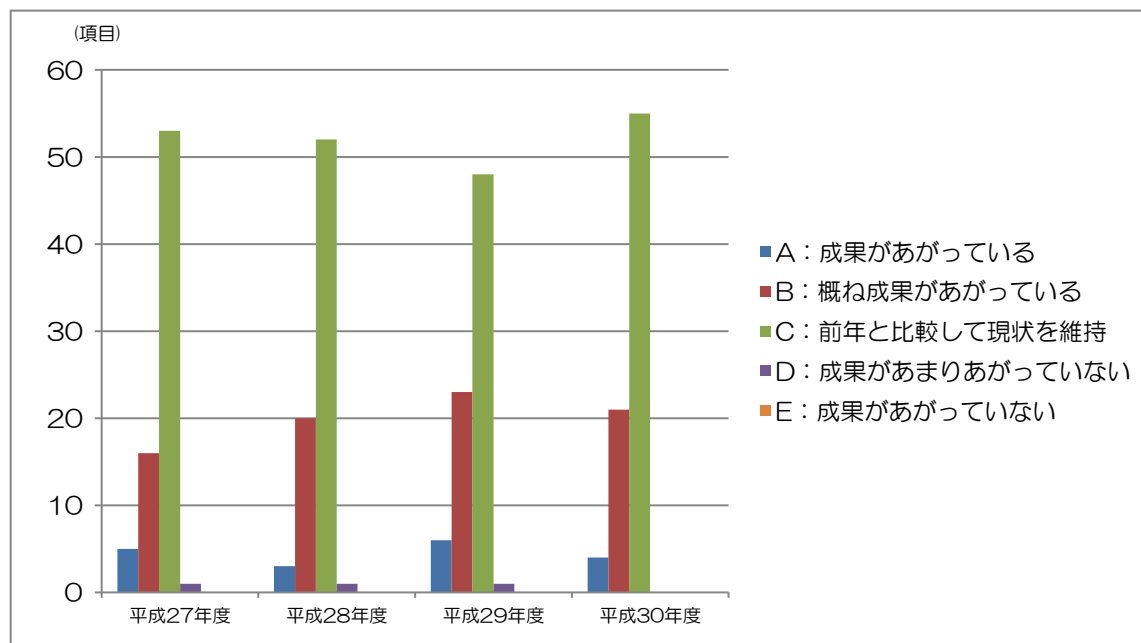
その取り組み状況と成果については、各担当課により評価を行い、以下のとおりとなっています。

平成30年度の成果評価は、AからEの5段階評価で、A「成果があがっている」は5.0%、B「概ね成果があがっている」は26.3%、C「現状維持（前年対比）」は68.7%、D「成果があまりあがっていない」及びE「成果があがっていない」は0.0%となっています。

なお、評価ではA及びBに該当する項目が31.3%となっており、現状維持を含めると100%となることから、事業全体では概ね成果があがっていると考えられます。

■ 年度別根室市子ども・子育て支援事業計画 担当課成果評価 (単位：項目)

評価 / 年度	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
A：成果があがっている	5	6.7%	3	3.9%	6	7.7%	4	5.0%
B：概ね成果があがっている	16	21.3%	20	26.3%	23	29.5%	21	26.3%
C：現状維持（前年比較）	53	70.7%	52	68.5%	48	61.5%	55	68.7%
D：成果があまりあがっていない	1	1.3%	1	1.3%	1	1.3%	0	0.0%
E：成果があがっていない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	75	100%	76	100%	78	100%	80	100%



■ 平成30年度 根室市子ども・子育て支援事業計画実施事業の取り組み状況と成果

(単位：項目)

施策の目標	実施施策	推進事業	成 果				
			A	B	C	D	E
			あがっている	概ねあがっている	現状維持 (前年対比)	あまりあがっていない	あがっていない
1章 地域における子育て支援	1節 子育て支援サービスの充実	19	1	1	17		
	2節 保育サービスの充実	11	1	3	7		
	3節 子育て支援ネットワークづくり	4		1	3		
	4節 放課後教室等の児童の健全育成	2		1	1		
	5節 少子化の動向に伴う保育所の適正配置	1		1			
	6節 安心して子育てができる環境の整備	2		1	1		
	小 計	39	2	8	29		
2章 母親と子どもの健康の確保・増進	1節 妊娠・出産・育児期における母子保健対策の充実	15		6	9		
	2節 次世代の健康づくりの推進	4	1	2	1		
	小 計	19	1	8	10		
3章 職業生活と家庭生活との両立の推進	1節 男女協働参画での取り組み	4			4		
	2節 仕事と子育ての両立の推進	2			2		
	小 計	6			6		
4章 支援を必要とする児童への取り組みの推進	1節 児童虐待防止対策の充実	6		1	5		
	2節 ひとり親家庭等の自立支援の推進	2	1		1		
	3節 障がい児施策の充実	8		4	4		
	小 計	16	1	5	10		
合 計		80	4	21	55	0	0

第4章 計画の基本理念と基本的な視点

根室市子ども・子育て支援事業計画は、「子ども・子育て支援法」に基づき平成27年3月に作成しました。

第2期根室市子ども・子育て支援事業計画は、多様化する子育てニーズに対応し、子どもの健やかな成長、子育て支援のための各施策を推進していくために、子ども・子育て支援法に基づいて策定した第1期根室市子ども・子育て支援事業計画の基本理念及び基本的な視点を継承することといたします。

1 基本理念

「豊かな自然とあたたかい地域に見守られ、親と子が健やかで心豊かに育つまち」

2 基本的な視点

(1) 子どもへの支援の視点

子どもは、将来にあらゆる可能性を秘め、次代を担う宝であるという認識のもと、家庭や地域など社会全体で子どもの幸せを第一に考え、子どもたちが健やかで安心して過ごせる環境づくりを推進し、子どもたちの権利が最大限に尊重される社会を目指します。

(2) 家庭への支援の視点

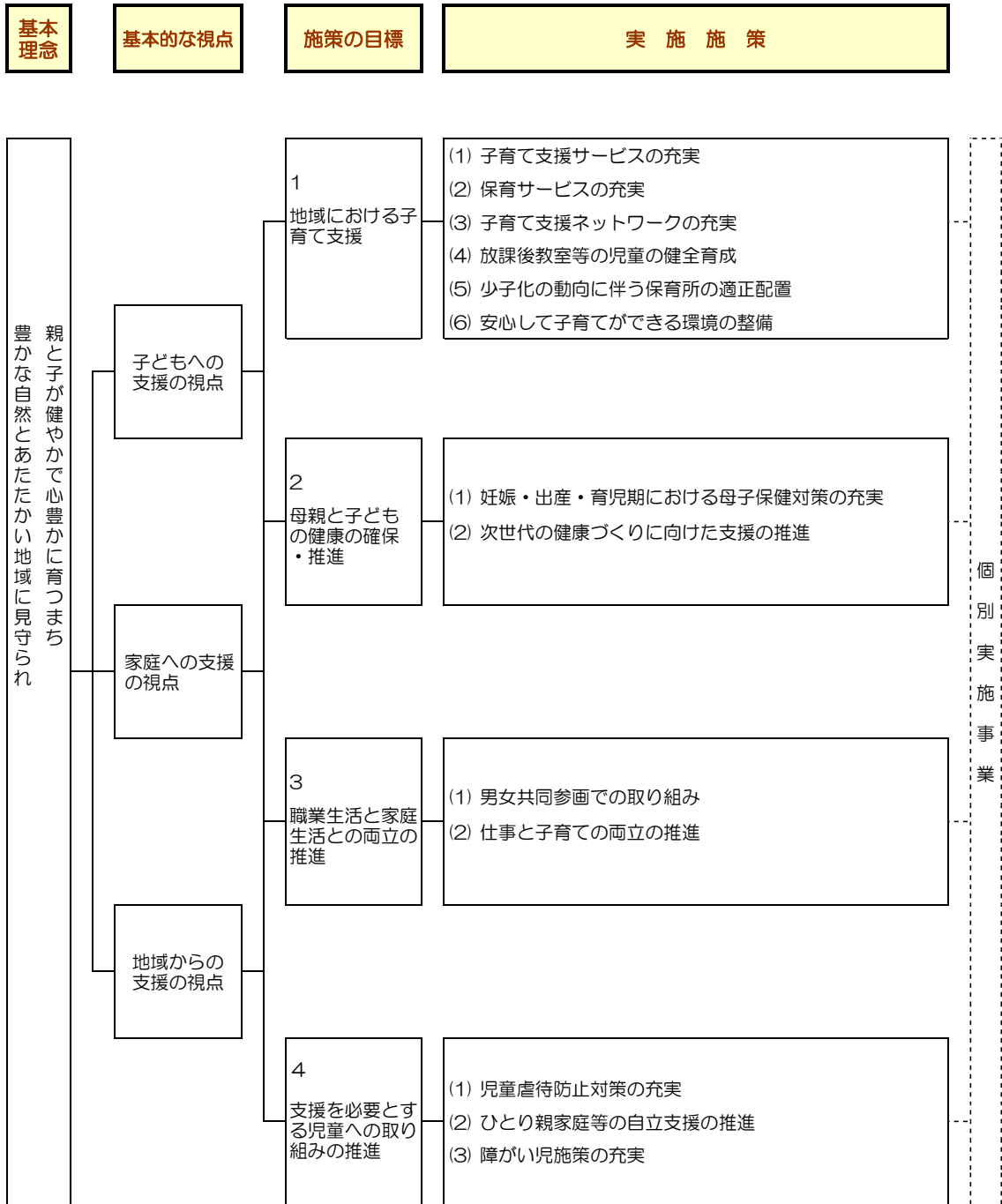
核家族化等による子育てに対する孤独感や、閉塞感をもたらす児童虐待等の問題を踏まえ、広くすべての子どもと家庭への支援という観点から、家庭における子育てへの不安や負担感の軽減を図る取り組みを推進し、子育てを通じた親育ちを応援します。

(3) 地域からの支援の視点

子育ての基本は家庭にあるという認識のもと、地域社会の重要な一員である子どもを心身ともに健やかに育むことが大切です。

このため、家庭だけでなく子供にかかわる関係者・地域・企業・行政などが連携し、子育てのために一体となって、それぞれの役割を果たしていく環境づくりを推進します。

3 計画の体系図



第5章 施策の目標

施策の目標 1 地域における子育て支援

安心して子育てができ、次代を担う子どもが健やかにのびのびと育つよう、保育や子育て支援サービスの充実と子育て世帯への経済的負担の軽減など、より良い子育ての環境づくりを推進します。

【実施施策】

(1) 子育て支援サービスの充実

No.	施策	内容	担当
1	子育て相談所の充実	子育てに関する様々な相談への対応と各種の子育て講座、親子で参加できる行事や子育てガイドブックを活用した情報提供など、子育て支援の充実を図ります。	こども子育て課
2	地域の子育て支援の充実	子育て親子の交流、集いの場所の提供や各種講習会、関連情報の提供など、つどいの広場「クルクル」の利用促進等をはじめ、地域の子育てに関わる各種支援事業の検討と充実を図ります。	こども子育て課 保健課 公民館
3	子育てサークルの支援の推進	子育てサークル活動の場所の提供やリーダー育成と関連事業への参加促進、情報提供などを図り支援を推進します。	こども子育て課 総合文化会館
4	こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）の充実	生後4ヶ月までの乳児のいる家庭を訪問する「こんにちは赤ちゃん事業」（乳児家庭全戸訪問事業）を通じて、保護者の育児不安への対応や、子育てに関する情報提供等を行っており、今後も、訪問家庭の状況に応じたきめ細かな対応を行います。	こども子育て課 保健課
5	子育て世帯の経済的負担の軽減	多子世帯の3歳未満児の保育料や学校給食費、保育所等に通う子どもの副食費や、義務教育における就学援助など、経済的負担の軽減を図ります。 また、子育て世帯での紙おむつの無料収集を継続し、費用負担の軽減を図ります。	こども子育て課 教育総務課 市民環境課
6	各種子育て支援事業の検討	子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）、病児病後児保育等について、今後もニーズ把握に努め調査・検討します。	こども子育て課 総合政策室

(2) 保育サービスの充実

No.	施策	内容	担当
1	保育の資質向上	保育の対応として、アレルギーや障がいのある児童などの対応が増えてきており、多様化するニーズへの対応と、良質な保育の提供のため、各種研修への参加等、職員の資質向上に努めます。	こども子育て課
2	延長保育の充実	保護者の就労形態の多様化に対応するため、引き続き民間保育園による延長保育を支援するとともに、今後も利用者のニーズ把握に努め、市立保育所での実施の検討等、充実を図ります。	こども子育て課
3	一時保育の充実	市立子育て相談所で実施する保護者の急病など、一時的に家庭での保育が困難な場合に対応する一時保育については、今後も利用者のニーズ把握に努め充実を図ります。	こども子育て課
4	保育所利用家庭への支援の充実	保育所を利用する障がいのある子どもなど、支援が必要な家庭への対応のため、育ちと学びの相談室「りんくす」等、関係機関と連携し対応の充実を図ります。	こども子育て課 社会福祉課 教育総務課
5	障がい児保育の充実	障がい児保育は、市立保育所及び民間保育園で取り組んでいますが、今後も職員の専門研修の受講や関係機関との連携を強化し、充実を図ります。	こども子育て課 社会福祉課
6	保育サービスの検討と施設の環境の充実	休日・夜間保育など、保育ニーズに対応した新たなサービスの検討を進めるとともに、子どもたちが安心安全に過ごせるよう保育施設などの計画的な改修・整備に努め、保育環境の充実・向上を図ります。	こども子育て課
7	新制度における保育ニーズへの対応	産前・産後休暇や育児休業終了後における保育などの情報提供や相談などを行い、保育サービスが円滑に利用できるよう対応に努めます。	こども子育て課
8	教育・保育の一体的提供と連携	教育・保育提供や地域型保育事業を促進するため、幼稚園、保育園等への情報提供や利用者ニーズ把握に努め、民間幼稚園等の認定こども園への移行など、運営法人の意向に基づき、連携した取り組みを進めます。	こども子育て課

(3) 子育て支援ネットワークの充実

No.	施 策	内 容	担 当
1	子育て支援ネットワークの充実	教育・保育、地域子育て支援に関わる機関・団体が、支援の必要な家庭への早期相談など迅速な対応に努めると共に、関係機関や団体間での課題の把握と情報提供・共有などを行い、相談・支援体制の充実を図ります。	総合政策室 こども子育て課 社会福祉課 保健課 教育総務課 社会教育課

(4) 放課後教室等の児童の健全育成

No.	施 策	内 容	担 当
1	留守家庭児童会や登録児童会の充実	保護者の就労や疾病、介護等により昼間家庭での養育を受けることができない子どもたちの健全育成のため、放課後等に適切な遊びや生活の場などの充実を図ります。	社会教育課
2	放課後教室等や児童教室の充実	全ての児童を対象として、安心・安全な子どもの居場所づくりや、地域の方々の参加協力を得て、様々な体験活動や交流活動等、取り組みの充実を図ります。	社会教育課

(5) 安心して子育てができる環境の整備

No.	施 策	内 容	担 当
1	子育てがしやすい環境の充実	妊産婦や子育て世代などの方々が安心して外出できる環境を整備するほか、公園等の遊具の更新や屋内における遊び場の検討など屋内外で安心して遊ぶことができる環境の充実を図ります。	総合政策室 こども子育て課 都市整備課

施策の目標 2 母親と子どもの健康の確保・推進

母子保健は、生涯を通じた健康の出発点です。妊娠・出産・子育てが安全で快適にできるよう継続的な相談・指導体制の充実など、母子保健対策を推進するとともに、安心して子どもを生み、子どもたちが健康で暮らせる環境づくりに努めます。

また、関係機関との連携による次世代の健康づくりの推進に努めます。

【実施施策】

(1) 妊娠・出産・育児期における母子保健対策の充実

No.	施策	内容	担当
1	母子健康手帳及び妊婦一般健康診査受診票等の交付	妊娠届出のあった妊婦に、母子健康手帳及び妊婦一般健康診査受診票・超音波検査受診票を交付し、妊婦の健康保持・増進に努めます。	保健課
2	パパママ学級、新ママ交流会の実施	パパママ学級において、妊娠・分娩・育児に対する不安の解消や、正しい知識の普及に取り組みます。また、第1子目の母親や現受講生との交流事業の充実に努めます。	保健課 公民館
3	母子保健相談及び訪問指導の実施	保健師、栄養士などによる、妊娠・育児中の様々な相談に応じ、不安の解消に努めます。また、必要に応じた妊産婦・新生児・乳幼児・未熟児などへの訪問指導を行います。	保健課 こども子育て課
4	乳幼児健康診査等の実施	4ヵ月児・1歳6ヵ月児・3歳児健康診査と7ヵ月児・1歳児・5歳児健康相談を実施し、疾病や心身障害の早期発見に努めるとともに、育児知識の普及や育児支援を推進します。また、乳幼児発達健診・幼児発達相談を実施し、関係機関との連携等による、早期療育の推進に努めます。	保健課
5	妊婦・乳幼児の栄養指導の実施	栄養指導は、母体や胎児、乳幼児期の健康と食習慣形成の上で重要です。パパママ学級、乳幼児健診、離乳食教室、各種相談等を通じて、個人の状況に応じた指導の充実に努めます。	保健課
6	幼児歯科健診、フッ素塗布等の実施	幼児歯科健診等を通じ、親と子の歯の健康や、むし歯予防の啓発に努めます。また、フッ素塗布を受けやすい環境づくりを推進し、関係団体・関係機関との連携による、フッ素・フッ化物の効果についての情報提供など、新たなむし歯予防対策を推進します。	保健課 こども子育て課 教育総務課

No.	施 策	内 容	担 当
7	予防接種の実施	乳幼児の感染症予防のために予防接種を実施し、適切な接種の重要性について、指導・啓発に努めます。また、先天性風しん症候群を防ぐため、大人の風しん予防接種費用の一部を助成します。	保健課
8	こども医療費助成の推進	乳幼児をはじめ子どもの健康保持・増進を図るため、医療費助成を実施し、子育て世帯の負担軽減を図ります。	保健課
9	特定不妊治療費等助成・不育症治療費等助成の実施	不妊治療・不育症治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減を図るため、治療費のほか交通費・宿泊費の一部を助成し、子どもを生き育てるための支援充実に努めます。	保健課
10	出産支援事業の実施	市立根室病院でのすべての妊婦の受け入れが再開するまでの措置として、市外医療機関での出産に伴う経済的負担の軽減を図るなど、安心して出産ができる環境づくりに努めます。	保健課
11	新生児聴覚検査助成の実施	聴覚障害の早期発見・早期療育に繋がる、新生児聴覚検査の経済的負担の軽減を図るため費用の一部を助成し、検査の普及に努めます。	保健課

(2) 次世代の健康づくりに向けた支援の推進

No.	施 策	内 容	担 当
1	次世代の健康づくりの推進	次世代の健全な生活習慣形成のため関係機関と連携し、食育健康教育や歯科保健、喫煙や飲酒防止等の知識の普及を推進し、生活習慣の基礎づくりに努めます。	保健課 こども子育て課 教育総務課
2	給食による食育教育の実施	児童生徒に対して食育教育を行い、食を選択する力を育みます。	教育総務課
3	性の正しい知識の普及や喫煙・薬物乱用防止などの健康教育の推進	義務教育における児童生徒の心身の発達等、健康で安全な生活を送るための基礎を育成するため、喫煙・薬物乱用防止教育を、保健や道徳などの時間で、警察などの関係機関と連携して実施するとともに、保護者への啓発に努めます。	教育総務課

施策の目標 3 職業生活と家庭生活との両立の推進

子育て家庭が働きながら安心して子育てができるよう、事業者・家庭・地域などのさまざまな分野が連携して支援するとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。

【実施施策】

(1) 男女共同参画での取り組み

No.	施策	内容	担当
1	男女共同参画の意識啓発	男女の性別による固定的な役割分担の意識を見直し、男女共同参画の意識の浸透及び、男性の育児等の積極的な参画を図るため学習機会や啓発に努めます。	総合政策室 商工観光課 社会教育課 公民館
2	キャリア教育の充実	義務教育における職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育を行うため、関係機関と連携しキャリア教育の充実を図ります。	教育総務課
3	ワーク・ライフ・バランスの考え方の啓発	男女ともに仕事と、家庭生活・地域生活などの調和がとれた生活が実現できるよう、ワーク・ライフ・バランスの考え方の啓発に努めます。	総合政策室 商工観光課

(2) 仕事と子育ての両立の推進

No.	施策	内容	担当
1	女性の就労促進と就労環境の改善促進	女性の就労促進に向けた知識や技能・資格の取得を支援するとともに、事業主や労働者に対し、育児サービスや育児・介護休業法の情報を提供するなど、就労環境の改善を促進します。	商工観光課 総合政策室

施策の目標 4 支援を必要とする児童への取り組みの推進

子どもが健やかに成長できるように、児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭等の自立支援、障がい児施策の充実などを図り、関係機関と連携し支援を必要とする児童及び家庭が安心して生活できる環境づくりを推進します。

【実施施策】

(1) 児童虐待防止対策の充実

No.	施策	内容	担当
1	児童の健全な育成環境の推進	保育所や幼稚園、学校、地域と連携・協力し、児童虐待の早期発見に努めるとともに、児童相談所、警察等の関係機関と市（福祉・保健・教育部門）が緊密に連携し、児童虐待の予防・未然防止を図り、児童の健全な育成環境の構築と保護者への支援を推進します。	こども子育て課 児童相談室 社会福祉課 保健課 教育総務課 社会教育課
2	養育支援訪問事業の検討	育児ストレス、産後うつなどの支援が必要な家庭の状況把握に努めるとともに、養育支援訪問事業の事業化について検討します。	児童相談室 保健課

(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

No.	施策	内容	担当
1	経済的助成及び自立支援の推進	ひとり親等における児童扶養手当の支給や医療費助成、また、就労に向けた訓練給付金の支給など、経済的負担の軽減を図るとともに、家庭相談員を配置し、世帯の困りごとや悩みに対する助言を行い、不安を解消するなど、対象世帯への支援を推進します。	こども子育て課 児童相談室

(3) 障がい児施策の充実

No.	施策	内容	担当
1	障がい児と家族への相談支援の充実	障がいを持つ児童が安心して社会参加や日常生活を営むことができるよう、各種制度の利用促進や相談支援の充実に努めます。 また、必要に応じて臨床心理士や言語聴覚士、作業療法士などの専門職による指導・助言などを行い、児童と家庭の福祉の向上を推進します。	こども子育て課 社会福祉課

No.	施 策	内 容	担 当
2	特別支援教育の充実	保健・福祉・教育が連携し、個々のニーズに応じた、早期から一貫した支援を行うため「根室市個別の教育支援計画」の普及促進を図ります。	教育総務課 こども子育て課 社会福祉課 保健課
3	子育て相談所における家庭への支援	子育て相談所と関係機関・団体等が連携強化を図り、支援の必要な家庭における様々なケースへの適切なコーディネートを行うなど、障がいを持つ児童の家庭への支援を図ります。	こども子育て課

第6章 子ども・子育て支援法の規定による記載事項

必須記載事項（法第61条第2項第1号2号3号）

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件など総合的に勘案して「教育・保育提供区域」を設定することとされています。

根室市には、教育・保育を提供する施設として、市立常設保育所3カ所、私立保育園1カ所、市立へき地保育所2カ所、私立認定こども園が1カ所、私立幼稚園が2カ所のほか、子育て相談所などがあり、利用者の居住地区に関係なく希望や選択を行ない、施設を利用している状況となっています。

教育・保育提供区域については、施設などの利用に関し保護者の居住場所や送迎経路など、その事情に応じた柔軟な対応が求められることから、根室市全体をひとつの区域として設定します。

2 量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援法では、市町村が策定する子ども・子育て支援事業計画に、特定教育・保育、特定地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業について、量の見込みと確保方策を盛り込むことが義務付けられています。

根室市における、各事業の量の見込みと確保方策については、以下のとおりです。

(1) 特定教育・保育、特定地域型保育事業

【量の見込み】

(単位：人)

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定		234	228	220	213	203
2号認定		284	278	269	261	249
3号認定	(1・2歳)	99	96	92	88	85
	(0歳)	29	28	27	26	25
①量の見込み合計		646	630	608	588	562

【確保の内容】

(単位：人)

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
特定教育・保育施設	認定こども園	1号認定	115	115	115	115	115	
		2号認定	63	63	63	63	63	
		3号認定	(1・2歳)	15	15	15	15	15
			(0歳)	2	2	2	2	2
	幼稚園(1号認定)		120	120	120	120	120	
	保育所	2号認定	213	213	213	213	213	
		3号認定	(1・2歳)	95	95	95	95	95
			(0歳)	22	22	22	22	22
	制度移行しない幼稚園(私学助成)		-	-	-	-	-	
	特定地域型保育事業	小規模保育	3号認定	(1・2歳)	-	-	-	-
(0歳)				-	-	-	-	
家庭的保育		3号認定	(1・2歳)	-	-	-	-	
			(0歳)	-	-	-	-	
居宅訪問型保育		3号認定	(1・2歳)	-	-	-	-	
			(0歳)	-	-	-	-	
事業所内保育		3号認定	(1・2歳)	-	-	-	-	
			(0歳)	-	-	-	-	
認可外保育施設	2号認定	60	60	60	60	60		
	3号認定	(1・2歳)	14	14	14	14	14	
		(0歳)	6	6	6	6	6	
②確保の内容合計	1号認定	235	235	235	235	235		
	2号認定	336	336	336	336	336		
	3号認定	(1・2歳)	124	124	124	124	124	
		(0歳)	30	30	30	30	30	
	合計	725	725	725	725	725		

【不足数(①-②)】

(単位：人)

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
不足数	1号認定	-1	-7	-15	-22	-32	
	2号認定	-52	-58	-67	-75	-87	
	3号認定	(1・2歳)	-25	-28	-32	-36	-39
		(0歳)	-1	-2	-3	-4	-5
	合計	-79	-95	-117	-137	-163	

【確保方策】

<p>計画期間中の量の見込みは、各私立幼稚園の定員数、市内保育施設の受入定員及び認可外保育施設の受入定員で、確保が可能です。</p> <p><1号認定></p> <p>幼児期の教育を必要とする子ども（満3歳以上児の幼稚園または認定こども園の幼稚園機能を利用） （量の見込みは、3～5歳人口推計から幼稚園入園者数を推計）</p> <p><2号認定></p> <p>幼児期の保育を必要とする子ども（満3歳以上児の保育所または認定こども園の保育機能を利用） （量の見込みは、3～5歳人口推計から保育所入所者数を推計）</p> <p><3号認定></p> <p>幼児期の保育を必要とする子ども（満3歳未満児の保育所または認定こども園の保育機能の利用） （量の見込みは、0～2歳人口推計から、保育所入所者数を推計）</p>
--

(2) 地域子ども・子育て支援事業

■ 利用者支援事業

(単位：力所)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	2	2	2	2	2
② 確保内容	2	2	2	2	2
不足数(①－②)	0	0	0	0	0
確保方策	<p>保護者の相談や情報提供、保育所（園）の入所に関しては、子育て相談所と市こども子育て課の2カ所に対応しています。</p> <p>利用者支援事業としての実施予定はありませんが、今後、ニーズ把握に努め検討するものです。</p>				

■ 地域子育て支援拠点事業（子育て相談所・つどいの広場）

(単位：人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み(月・延)	240	229	218	208	198
② 確保内容(月・延)	485	485	485	485	485
不足数(①－②)	-245	-256	-267	-277	-287
確保方策	<p>計画期間中の量の見込みは、地域子育て支援拠点事業（子育て相談所ぶんこ、つどいの広場クルクル）に対応（確保）が可能です。</p> <p>（量の見込みは、0～5歳の人口推計から、利用者数を推計）</p>				

■ 妊婦健康診査事業

(単位：人・回)

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	人 数	162	154	148	143	137
	健 診 回 数	2,268	2,156	2,072	2,002	1,918
② 確保内容	人 数	162	154	148	143	137
	健 診 回 数	2,268	2,156	2,072	2,002	1,918
不足数(① - ②)		0	0	0	0	0
確保方策		計画期間中の量の見込みに対し、対応(確保)が可能です。 (量の見込みは、0歳人口推計値を用い推計)				

■ 乳児家庭全戸訪問事業

(単位：人)

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み		162	154	148	143	137
② 確保内容		162	154	148	143	137
不足数(① - ②)		0	0	0	0	0
確保方策		計画期間中の量の見込みに対し、対応(確保)が可能です。 (量の見込みは、0歳人口推計値を用い推計)				

■ 養育支援訪問事業

(単位：人)

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み		0	0	0	0	0
② 確保内容		0	0	0	0	0
不足数(① - ②)		0	0	0	0	0
確保方策		養育支援訪問事業の実施はありませんが、育児ストレス、産後うつなどの支援が必要な家庭に対して、保健師が訪問し指導助言を行っているところであり、今後、ニーズの把握に努め事業化を検討する。				

■ 子育て短期支援事業

(単位：人)

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み		0	0	0	0	0
② 確保内容		0	0	0	0	0
不足数(① - ②)		0	0	0	0	0
確保方策		子育て短期支援事業の実施はありませんが、今後、ニーズの把握に努め検討を進める。				

■ ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）（単位：人）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	0	0	0	0	0
② 確保内容	0	0	0	0	0
不足数（①－②）	0	0	0	0	0
確保方策	ファミリー・サポート・センター事業の実施はありませんが、今後、ニーズの把握に努め検討を進める。				

■ 一時預かり事業（幼稚園・認定こども園の預かり保育）（単位：人）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み(年・延)	16,076	15,426	14,484	13,806	12,920
② 確保内容(年・延)	22,100	22,100	22,100	22,100	22,100
不足数（①－②）	-6,024	-6,674	-7,616	-8,294	-9,180
確保方策	計画期間中の量の見込みに対し、対応（確保）が可能です。 （量の見込みは、幼稚園・認定こども園の園児数推計から利用者数を推計）				

■ 一時預かり事業（保育施設の一時保育）（単位：人）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み(年・延)	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400
② 確保内容(年・延)	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400
不足数（①－②）	0	0	0	0	0
確保方策	市立子育て相談所で実施している一時保育です。 計画期間中の量の見込みに対しては、対応（確保）が可能となっておりますが、利用者の利便性も考慮し、他の保育所（園）での実施等、内容の充実について検討をします。 （量の見込みは、0～5歳の人口推計から、利用者数を推計）				

■ 時間外保育事業（認可保育所の延長保育事業）（単位：人）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み(日・実)	10	10	10	10	10
② 確保内容(日・実)	10	10	10	10	10
不足数（①－②）	0	0	0	0	0
確保方策	しらかば保育園で実施している延長保育です。 計画期間中の量の見込み（一日あたり最大受入人数）に対し、対応が可能となっております。 市立保育所についても、ニーズの把握に努め検討を進めます。 （量の見込みは、最大受入人数（10人／日）で推計）				

■ 病児保育事業

(単位：人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み(年・延)	0	0	0	0	0
② 確保内容(年・延)	0	0	0	0	0
不足数(①－②)	0	0	0	0	0
確保方策	病児保育事業の実施はありませんが、今後、ニーズの把握に努め検討を進める。				

■ 放課後児童健全育成事業(留守家庭児童会・登録児童会)

(単位：人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
① 量の見込み	低学年(日・実)	211	220	228	208	193
	高学年(日・実)	77	79	77	90	88
② 確保内容	340	340	340	340	340	
不足数(①－②)	-52	-41	-35	-42	-59	
確保方策	<p>放課後児童健全育成事業(留守家庭児童会・登録児童会)は、小学校低学年の児童を対象(1～3年生)としていましたが、平成27年度から高学年までに対象範囲が拡大(1～6年生)されています。</p> <p>計画期間中の量の見込みは、留守家庭児童会及び登録児童会の受入定員で確保が可能です。</p> <p>今後も登録児童数の動向やニーズの把握に努め、必要に応じ対応を検討してまいります。</p> <p>(量の見込みは、小学校の児童数推計及び学年進行率から推計)</p>					

第7章 計画の推進体制

1 関係機関等との連携

根室市子ども・子育て支援事業計画は、幼児期の教育・保育、地域の子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容や、関連する子育て支援施策について掲載いたしました。

計画の推進にあたっては、子ども・子育て支援に関する市民ニーズに添えていくため、関係機関と連携して施策に取り組むとともに、多様化するニーズの把握に努めていきます。

2 計画の達成状況の点検・評価

本計画を実効性のあるものとして推進するためには、計画にもとづく各施策について達成状況の点検・評価をすることが必要です。

このため、子ども・子育て支援法に基づく「根室市子ども・子育て会議」のご意見や関係機関、また庁内関係部署などとも連携し、点検・評価するとともに必要に応じ改善を図るなど、計画の推進に取り組んでまいります。

<資料編>

○根室市子ども・子育て会議条例

○根室市子ども・子育て会議委員名簿

○根室市子ども・子育て支援事業計画策定の経過

根室市子ども・子育て会議条例

平成25年6月21日条例第27号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、根室市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

(委員及び任期等)

第4条 委員は、教育、保育、子ども・子育て支援事業等の関係者の中から市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長および副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議は会長が招集する。

2 会長は、子ども・子育て会議の議長となる。

3 子ども・子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(報酬及び費用弁償)

第7条 子ども・子育て会議の委員には、根室市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和33年根室市条例第42号）の定めるところにより報酬及び費用弁償を支給する。

(委員以外の者の出席)

第8条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、子ども・子育て会議に委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(部会)

第9条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

(庶務)

第10条 子ども・子育て会議の庶務は、総合政策部において処理する。

(補則)

第11条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営について必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月18日条例第4号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年6月22日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行し、改定後の根室市子ども・子育て会議条例の規定は平成30年4月1日から適用する。

附 則（令和元年6月21日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の根室市子ども・子育て会議条例の規定は、平成31年4月1日から適用する。

根室市子ども・子育て会議委員名簿

役職	氏名	所属団体等
会長	藤原 秋彦	根室市小中学校校長会
副会長	宇井 三喜子	特定非営利活動法人あいの手
委員	遠藤 優子	根室市町会連合会
委員	鍛冶 さやか	子育てサークル代表
委員	木根 要	根室市民生委員児童委員協議会
委員	幸坂 歩美	根室市立まつもと保育所父母の会
委員	小土 道治	歯舞地区保育センターみさき保育園父母の会
委員	齋藤 久恵	学校法人釧路カトリック学園 根室カトリック幼稚園
委員	佐々木 タ貴	根室つくし幼稚園父母の会
委員	砂山 和大	根室市PTA連合会
委員	中下 弘	根室商工会議所
委員	能村 英子	根室市放課後子どもプラン運営委員会
委員	久山 剛	根室市児童デイサービスセンター
委員	濱屋 正一	根室市青少年健全育成市民会議
委員	平賀 ひさ子	学校法人堀内学園睦の園幼稚園
委員	山白 美織子	社会福祉法人しらかば保育園

【令和元年12月31日現在】

第2期 根室市子ども・子育て支援事業計画策定の経過

実 施 月 日	実 施 内 容
令和 元年 6月12日～ 令和 元年 6月28日	根室市子ども・子育て支援アンケート実施 *未就学児童と小学生の全家庭を対象にアンケート調査
令和 元年 7月 1日～ 令和 2年 2月10日	アンケート集計・分析
令和 元年 7月 1日	計画（素案）の作成・検討を開始
令和 元年11月 日	第1回根室市子ども・子育て会議 *正副会長選任、会議設置の趣旨、支援事業計画の概要、今後のスケジュールなど
令和 2年 2月10日	アンケート調査集計報告書の作成
令和 2年 2月13日	第2回根室市子ども・子育て会議 *子育てアンケート結果、計画（素案）に関する説明など
令和 2年 2月 日～ 令和 2年 3月 日	計画（素案）パブリックコメント実施
令和 2年 月 日	第3回根室市子ども・子育て会議 *パブリックコメント結果の説明と意見聴取など
令和 2年 月 日	第2期 根室市子ども・子育て支援事業計画完成

根室市子ども・子育て支援事業計画（沿革）

平成27年3月 発行

平成27年6月 一部修正

○組織機構改正に伴う担当課名の改正

平成28年1月 一部修正

○特定教育・保育施設の利用定員の変更に伴う「量の見込みと確保の内容」の改正

平成28年6月 一部修正

○特定教育・保育施設の利用定員の変更に伴う「確保の内容」の改正

平成30年2月 一部修正

○特定教育・保育施設及び認可外保育施設の利用定員の変更に伴う「確保の内容」の修正

○施策の目標1「地域における子育て支援」の実施施策の追加に伴う改正

平成30年6月 一部修正

○組織機構の見直しに伴う担当課名の改正

令和元年11月 一部修正

○組織機構の見直しに伴う担当課名の改正

令和2年 月 第2期 根室市子ども・子育て支援事業計画 策定

第2期 根室市子ども・子育て支援事業計画
令和2年3月発行

発行 根室市総合政策部総合政策室
編集 根室市総合政策部総合政策室
根室市常盤町2丁目27番地
電話 0153-23-6111
fax 0153-24-8692